

サービス提供体制確保支援事業にかかる対象経費について

1. 対象となる期間

感染者が発覚した日から2週間以内に発生した経費を対象とします。(ただし、令和5年5月8日以降に感染者が発生した場合は、感染者が発覚した日から10日以内に発生した経費を対象とします。)

※衛生用品の購入の場合は、発注日を基準としますが、令和6年3月に行った事業に要する経費に対する取り扱いについては令和6年3月31日までに執行した(納品された)ものが対象となります。詳しくは、「【別記 1】令和6年3月に発生した経費について」をご確認ください。

※新規感染者が、数日間にわたり複数人発生している場合は、最後の感染者の陽性を確認後、2週間以内（令和5年5月8日以降は10日以内）とします。

例①4月4日・5日・7日・10日と数日間にわたり新規感染者が発生
⇒4月4日から4月24日の間に発生した経費が対象

例②4月4日および5月5日に新規感染者が発生
⇒4月4日から4月18日および5月5日から5月19日の間に発生した経費が対象

2. 主な対象経費と申請における必要書類

対象経費	具体例	必要書類	注意点
衛生用品 ※1	マスク、手袋、ガウン、キャップ、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液 等	①発注日・ <u>納品日</u> が分かるもの(発注書、納品書、請求書など) ②支払日が分かるもの(領収書など)	対象期間内に必要が生じた数量が対象となり、在庫の補充は対象外
人件費	時間外手当 同一法人の他施設からの応援職員の時間外手当 危険手当、割増賃金 等	①給与明細の写しまたは賃金台帳の写し ②本人の受領証明、振込明細等の支払実績が確認できるもの ③タイムカード等勤務状況(勤務時間)が確認できるもの	
人材紹介料		①領収書 ②契約内容や金額の積算根拠が分かるもの ③勤務表	
施設内の消毒・清掃費用		①領収書 ②施行完了日が分かるもの	
感染性廃棄物処理費用		①領収書	
帰宅困難者の宿泊費		①領収書 ②宿泊した職員数および日程がわかるもの	
施設内療養費		①健康観察シート等の施設内療養開始日と終了日がわかるもの	

上記の書類の中で申請経費が一部である場合は、どの経費が申請対象であるかを、○印をつけるなど分かるようにして提出してください。

※1 下記のものは対象経費となりません。

- ・抗原検査キット ・医薬品 ・食料品(飲料含む)
- ・備品(体温計、パルスオキシメーター、パーテーション、ゴミ箱、スプレーボトル等)